

兵庫県公報

平成21年3月4日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 県有環境林等特別会計条例（財政課）	1

公布された法令のあらまし

● 県有環境林等特別会計条例（条例第3号）

自然環境の保全、地球温暖化の防止、県土の保全等の公益的機能を有する森林を保全するための事業及び森林を育成するための造林事業を行うため、県有環境林等特別会計を設置することとした。

条 例

県有環境林等特別会計条例をここに公布する。
平成21年3月4日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第3号

県有環境林等特別会計条例

県行造林事業特別会計条例（昭和39年兵庫県条例第14号）の全部を改正する。
（設置）

第1条 自然環境の保全、地球温暖化の防止、県土の保全等の公益的機能を有する森林を保全するための事業（以下「県有環境林管理事業」という。）及び森林を育成するための造林事業（以下「県行造林事業」という。）に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。
（歳入及び歳出）

第2条 この特別会計においては、県有環境林管理事業に係る財産収入、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入並びに県行造林事業に係る財産収入、国庫支出金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、県有環境林管理事業に係る事業費、公債費特別会計への繰出金及び附属諸費並びに県行造林事業に係る事業費、一般会計への繰出金及び附属諸費をもってその歳出とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（県行造林事業に関する歳入歳出の経理等）
- この条例の施行前に改正前の県行造林事業特別会計条例に基づく特別会計において経理する歳入歳出及び当該特別会計に帰属する財産は、この条例の施行の時から、改正後の県有環境林等特別会計条例に基づく特別会計において経理し、又は当該特別会計に帰属するものとする。